

Law School 特集 5



CONTENTS

I Law School 特集

小松法律特許事務所訪問記

渡辺 千原 2

II New Face

10年ぶりの京都住まい

ルーク・ノッテジ 6

III Sabbatical

厭離浄土、欣求穢土 ―静謐の地、ヴィクトリアにて―

徐 勝 8

IV Research Project

2004年夏 サンクト・ペテルブルグ

上田 寛 12

V Report

学位論文「ドイツ近代刑事法成立史の再検討

―18・19世紀の刑事法改革を支える知的環境の問題を中心に―」の紹介をはじめとして 高橋 直人 17

VI Essay

末川先生とユリス・ナルダン

本山 敦 20

ロースクール特集として、今号より「法科大学院実務家教員事務所紹介」をすることになりました。大学でのお姿とは異なる本業でのお仕事・事務所での顔をお伝えしていきたいと考えています。

トップバッターは、小松陽一郎先生の小松法律特許事務所です。

Law School 特集

事務所紹介

小松法律特許事務所訪問記

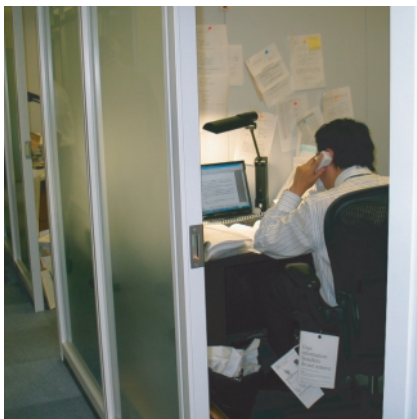
小松法律特許事務所は、淀屋橋のほど近く土佐堀川のほとりに位置する。大阪経済の中心、中ノ島の緊張感漂うオフィスビルの8階、広々としたフロアの事務所からは川が美しく見渡せる。一分の隙もない受付嬢と荘厳な雰囲気で見れる小松先生・・・を予測してドキドキしていた取材者であるが、意外と事務所はアットホームな雰囲気で小松先生も実に気さくに迎えてくださった。事務所は、現在小松先生をボス弁護士として、いわゆる **イソ弁*** の弁護士が5人、10月から一人増え、全員で7人。うち女性弁護士が2人、いずれも、知的財産や倒産を専門にしようという意欲ある若手ばかり。事務方は女性の職員が6人という構成である。

事務所のご自慢は、図書館並みの蔵書。加除式の法令判例やデータベースなどがそろえられ、いつでも利用できるようになっている。ま



た、特筆すべきは、イソ弁の部屋がそれぞれパーティションで区切られて個室になっていることである。ドアの向こうはそれぞれの世界、自宅のようにすごしたいと趣味のポスターや人形を取り揃えている弁護士さんも。小松先生のお部屋にはきれいな白い蘭の花。仕事の合間に一息、花をめでて息抜きをされるそうだ。もう一鉢、祇園からのいただきもの

イソ弁デスク



パーティションで区切られたイソ弁の部屋





図書館並の蔵書類

の花かごもありました。仕事に興味というほど仕事熱心な小松先生ですが、たまに祇園(かの有名な「一力」など)でタイムスリップを楽しまれるとか。

二つの専門分野

小松法律特許事務所は、その名の通り、知的財産を専門としているが、もうひとつ倒産事件を専門に扱っている。通常の事件も扱っているが、徐々にこの二つの専門分野の比重が高くなり、現在は8割程度がこの二分野の仕事となっている。今後の事務所の方向性としても、この二つの専門分野に特化することを目指しているということである。いずれも現在非常に重要な専門分野として需要が高いが、法分野としてはあまり関連性はなく、ユニークな組み合わせといえる。知的財産についてはもともと先代のお父様(故 小松正次郎氏)が辣腕の特許弁護士として活躍されて

いたこともあるが、弁護士会の委員会活動や研究活動に従事するうちにこの二つの分野の蓄積ができてきた結果だということである。

知的財産は、「10年は床磨き」というくらい修行が必要な分野。そして未開拓な分野でもあり、非常に技術的で、「理系」の部分もある。しかし、理系の技術そのものを身に付ける必要はなく、技術を「理解する意欲」が何よりも必要なのだという。

倒産事件は、申立代理人だけではなく裁判所から管財人に選任されることもあるが、「困ったときの小松先生」ということで難事件ばかり来る。RCCの顧問も6年勤めていて、身の危険を感じるようなこともなかったわけではない。市役所が推薦したとかで手数料も払えない市民の破産事件もやってくる。でも、難事件や大変な事件がくると、「困った」ではなく「うれしい」とファイトが沸いてくる。大変なはずのものを面白がって飛びつく、大阪弁で言う「アホでうれしがり」なのだろう。

「今後、弁護士は何でも扱う八百屋さんではなく、専門性を身に付けることは必要不可欠だが、ひとつの分野しか出来ないものは役に立たない」という言葉は重く響いた。

二つの先端分野を専門にし、それぞれ第一線で活躍するのはもちろん楽ではない。小松先生は、非常に仕事熱心で、電話のかかってこ



資料室

*イソ弁：居候弁護士(正確には「勤務弁護士」)

ない深夜1時2時まで事務所で仕事に取り組む。自分でも「ワーカーホリック」というくらい、仕事が趣味。土日もなく仕事をこなし、あいている時間を縫って多くの著作や論文も執筆されている。そして、ロースクールの授業準備もされているのである。

ロースクールの学生については、他の実務家教員と話していても、第一期生は概ね優秀という評価だとか。なかには大学や教員に不満ばかりの学生もいると聞が、「司法試験はそんなに甘いものではない。死ぬ気で頑張れ」とのこと。自身司法試験にご苦労され、弁護士になってからも、二世弁護士の立場に甘んじることなく国選弁護なども引き受け、コツコツと仕事に身を投じてきた小松先生の言葉だからこそ、説得力がある。

現在の司法改革について

ことに、知的財産分野については、今回の司法改革の牽引力となったとも言われる。裁判が遅いことが批判され、産業界から迅速化が求められてきた。それに対応して東京や大阪では司法制度改革以前から迅速化に着手し、かなり迅速化は達成された。しかし、逆に「速すぎる」ことが問題である。時には対立する様々な判例が積み重なる中で法理が深化していくべきであるが、高裁管轄が東京に一元化されるなど、そうした余地のない拙速審理が進められていくのではないかと批判する人もある。



取材風景

自分に厳しく人には優しく

このように仕事に厳しい小松先生、さぞかし事務所では厳しいボスなのでは・・・? 「番頭さん」と紹介された伊ソ弁の福田あやこ先生は、にこやかに現れて、「法廷ですー」と忙しく走って行ってしまい、お話を聞けず。その後、趣味のポスターやお人形いっぱいのお室(残念ながら写真撮影させていただきませんでした)から現れた宇田浩康先生、弁護士4年目。「先生は仕事をしすぎるので、そこはちょっと困ります」。でも、基本的には弁護士は職人、それぞれ自分で築き上げていく部分があり、指導はあるが、考えを押しつけられることはない。一期上の福田先生と事務所の今後について話し合ったりすることもあるそうだ。小松先生の懐の深さがうかがえる。先代の



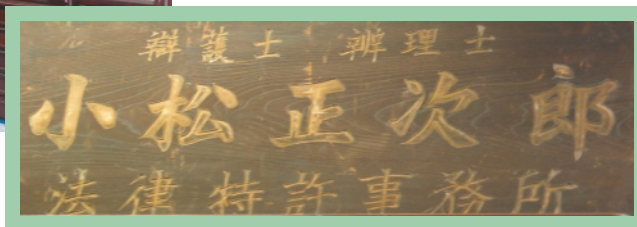
小松先生のデスク

先代

小松正次郎先生の看板

お父様の代から伝統を守り、
目標にされているお姿も
印象的でした。

拡大



取材に協力してくださった方々



福田あやこ先生



宇田浩康先生



小嶋道子さん

ころから事務方をつとめる「金庫番」(?)の小嶋道子さんによれば、小松先生は温厚で、みんなしかられたことがないとか。先代は厳しい先生だったが、小松先生の代になって雰囲気さがらりとかわり、居心地がよく事務方も長く勤める人が多いそうだ。みなさん、てきぱきと働いておられましたが、事務所には小松カラーのなごやかさが漂っていました。

取材を終えて

小松先生は、人情味あふれる浪速の弁護士の良き伝統を維持しながら、次世代の専門分化した弁護士のあり方を見事に体現されているという印象でした。仕事に妥協がないのに、常に温厚、と凡人ではとてもできない小松先生の姿に感嘆、襟を正して帰路につきました。(法学部 渡辺 千原)

「大阪の一等地 100 坪あるフロアの法律事務所のボス弁」「弁護士ランキングトップ10に入るやり手」「彼に依頼したら勝てる！」などの評判を聞いていただけに、どんな弁護士さんかと内心こわごわしていたのですが、お会いしてみるとやさしく紳士的。温かく包み込むような笑顔の素敵な方でした。お若い伊ソ弁の先生とも和気藹々と仲良さそうです。事務所スタッフの方も気さくで良い方ばかり。緊張でドキドキしながらの取材でしたが、帰る頃にはすっかりファンになり、胸を締めかせて取材を終えました。(法学部共同研究室 市川 美貴)

(えらく褒めてもらいまして、広告料を払わな
あきませんなあ。／小松)

(取材・執筆／わたなべ・ちはら 法社会学)



事務所スタッフの皆さん

New Face

新任紹介

10年ぶりの京都住まい

ルーク・ノッテジ *Luke Nottage*
(University of Sydney, Faculty of Law)

シドニー大学法学部のルーク・ノッテジと申します。この秋学期、客員助教授としてお招きいただき、まことにありがとうございました。皆さん、「法科大学院元年」でお忙しいでしょうが、お会いできる機会を得て、特に学部と大学院で少しでもお役に立つことができれば幸いです。

シドニー大学より、7月から研究休暇がとれましたので、9月までは主にハンブルグにある国際私法・比較私法マックス・プランク研究所で、もともとの研究テーマであった私法の統一について研究してきましたが、10月から来年の1月までは比較コーポレートガバナンスと規制論の研究に重点を置くつもりです。その一環として、私がシドニー大学法学部側の理事となっているオーストラリア・日本法ネットワーク (Australian Network for Japanese Law, “ANJeL” [写真1]) が、同志社大学法科大学院で新設された「mini-COE」と共に、「南半球・グローバルな視点からみた日本法改正の過程」をテーマとしたワークショップを開催します。特に法学教育改革と商取引法・私法の改正に関心のある先生方のご参加を期待しております (詳細は、

www.law.usyd.edu.au/anjel 参照)。また近く、同様の (通常の研究会よりインタラクティブな) ワークショップや学会を立命館とも共催したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

教育の面ではこの秋学期、まず学部生を対象に、「英米 (圏) 契約法」を基本的に英語で教えていますが、教材の一部を日本語にした上で、難しい話が出ると日本語での講義に切り替えています。また、学生数が40人前後となっていますので、できるだけグループに分けて、設問の分析などをしてもらって、オーストラリアの法学部や日本の法科大学院で行われている教育スタイルで授業を進めてみたいと思っています。内容に関しても、「英米法」といっても、形式的な理由付けに向いているイギリス法 (伝統) と実質的な理由付けに向いているアメリカ法の分離を指摘した上で、日本の契約法とアメリカの契約法の類似点や、国際動産売買契約に関する国連条約が目指している統一法を紹介しています。

また、大学院生と学部生を対象に、「製造物責任の国際比較」を教えています。新しい科目ですので、基本的に日本語で講義しています

写真1

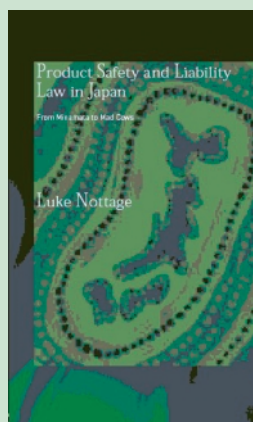
オーストラリア・日本法ネットワーク (Australian Network for Japanese Law, “ANJeL”) HP



けれども、教材の一部とパワーポイントなどを英語にしています。今年イギリスで出版された拙著〔写真2〕の順にしたがって、いま日本で社会問題となっている製品の安全性に関する問題を、特に民事責任の観点から比較分析を行っています。しかし、オーストラリアとヨーロッパに比べてかなり早い段階で、しかも2003年から再び急増している（特に原告勝訴の）判決や、近年の製品安全性に関する「再規制」も紹介してみたいと思っています。また、この授業でもアメリカ法の比較を行っていますが、合衆国における（過失責任への）逆流などを指摘しています。

このような授業は私には日本ではじめてです。意外と忙しい毎日を過ごしていますが、家族も一緒に来日していますので、週末になると京都の見所に必ず連れて行っています。十年ぶりの京都住まいですので、見所が多く（公宅のすぐそばにある妙心寺のような名所ばかりではなく、トロッコ列車や映画村など！）、子供たちが喜んでます。博多生まれの長女モアナ（7歳）と二女のエリカ（5歳）は妻の実家に近い小学校と幼稚園に行っていますが、三女のミア（3歳）も一緒

写真2



『Product Safety and Liability
Law in Japan』
Luke Nottage 著
Routledge Curzon, 2004年1月発行
定価\$114.95

に、時々修学館の共同研究室へ（お茶係で）来ています〔写真3〕。今後とも、よろしくお願いいたします。

（Luke Nottage・比較民法 / 国際取引法）

写真3

中央奥：ノッテジ先生
向かって
右側：エリカちゃん
左側：ミアちゃん
手前：モアナちゃん



Sabbatical

外留報告

厭離浄土、欣求穢土
— 静謐の地、ヴィクトリアにて —

徐 勝 SHU Sung

昨年9月から11ヶ月間、ヴィクトリア大学での生活を終えて帰ってきました。ヴィクトリアはカナダのバンクーバー島の南端に位置しています。緯度からするとサハリンの中部にあたる北緯50度です。偏西風とカリフォルニア暖流のおかげで、カナダで最も気候温暖な保養地として知られています。昨年の夏は5ヶ月間、雨が一度も降らなかったといわれているほど、雨季と乾季がはっきりしています。清涼で爽快な夏に比べて、冬は日照時間が短く、雨が降り続けますが、気候が暖かいので、2月から桜が咲きはじめます。人口35万。家ごとにご自慢の大きな庭を持っていて、ガーデニングに余念がありません。ヴィクトリアはブッチャート・ガーデンで有名ですが、街全体が「庭園の街」「花の街」なんです。

ヴィクトリアはカナダ西部海岸で最も早く開発され、1862年には英国植民地下におけるブリティッシュ・コロンビア州の州都となり、今もハイ・ティーを楽しむ英国式の生活スタイルが色濃く残り、それを誇りにしているところがあるようです。この伝統の残り香、庭園と海岸、澄明な空気と水があいまって、ヴィクトリアは人々を引き付けてやまない街なのです。私の借りた家も200坪ほどの素晴らしい庭園がついていて、時々、鹿やウサギが訪れます。家は東に海を望み、ほんの10分ほど歩けば、遠くワシントン州のオリンピア山系の雪嶺が青空のかなたに照り映える浜辺に出るのです。

カナダについたのが9月初。私の研究テーマは、「東アジアにおける重大な人権侵害」な

はるかアメリカを望むカナダ・バンクーバー島西海岸にて



July, 2004

のですが、ヴィクトリア大学のJohn Price 教授は東アジアでのアメリカとカナダの戦争犯罪に関心をお持ちで、私を人文研究所のLansdowne フェローという名誉ある席に招いてくださったのです。大学は演劇、映画、音楽、美術などの芸術系の学科とロースクールの名声が高いそうで、緩やかな丘陵の上にある白人が多くを占める、小さな落ち着いた大学です。

カナダはアメリカに隣接していますが、こんなにも違うのかと驚かされることが一再ではありません。戦争に血道をあげているアメリカとは異なり、カナダはイラク出兵を

拒みました。それで、アメリカが木材の輸入規制をかけたり、イラクの復興建設の受注から締め出したり、嫌がらせしましたが、カナダの人たちは、「それでけっこう」といったような面持ちで、反戦世論は強いのです。もちろん、カナダは国連の国際平和協力部隊 (the International Security Assistance Force: ISAF) としてアフガンに 1700 名を出兵しているように、世界最大の国連に対する軍事寄与国のひとつです。しかし、カナダは、自ら戦争を仕掛けたり、国際的合意を得ない戦争に出兵したりしないので、恨みを持ってカナダを攻撃対象にする国や組織がないことが、カナダを平和で安全な国にしているのです。

また、医療保険でもめているアメリカとは異なり、税金が高い代わりに社会福祉が充実している社会民主主義国家(とは言え、州政府の独立性が強く州ごとに政策の差がある)カナダは地味で落ち着いた社会だと言えるでしょう。私のような一年滞在者にも医療保険が適用されます。それも、薬代は払いますが、日本のように 2 割だ 3 割だなどとは言わずに、医療費はただなんです。また、ヴィクトリアのような小都市にも、ここそこに広々とした芝生に覆われた快適な児童公園があり、少し散歩すると、時々、オットセイが波間に頭を出したり、人を恐れぬカモメが群れ遊んだりする海辺の公園があります。ゴルフ場や公



March, 2004

園、サッカー場、テニスコート、クリケット場、スケートリンクなどを付属施設にした広大なコミュニティー・センターがあって、そこには、4 面もの 25 メーター・プール、2 面の幼児・子供プール、同伴者用のジャクジー、サウナ、スチームバスを含むプール、巨大なアスレチック・ジム、図書館、託児所、幾つもの集会室と、多彩な大人向け子供向けのプログラムを持っていたりします。

ただ、この静穏の街は、人生の仕事を終え、残された時間をうとうとと陽だまりで過ごす老人たちの街なので、大学さえも午後 4 時ころになると潮が引いたように人がいなくなり、夕闇に閉ざされてしまいます。4 月から 8 月末まで、4 ヶ月間も、とんでもなく長いサマーバケーションの時には、キャンパスから人影は消えてしまうのです。日常の娯楽として、週末に山歩きやサイクリング、ヨット、水泳やスケートなどのスポーツに興じるほかは、平日は夕暮れとともに家に帰って子供たちとの団欒のひと時を楽しむしかなく、酒やタバコ、都市の歓楽とは縁遠い退屈な所だと言えるかもしれません。屋外での飲酒を厳格に禁じているこの国では、「お花見」などは思いもつかぬこと。あたら妍を競う爛漫の花を見ながら嘆息したものでした。けれど、生活に馴れてくると、「ああ、こんな静謐な人生もあったのだ」と納得させられれます。

この静寂の街にも、時々、外界の喧騒が伝わることもあります。たまには、シティーホールの前で、「イラク戦争反対」のプラカードを振って、行きかう車がクラクションを鳴らす光景に出会ったりします。病院労組の首切り反対ストライキでは、日本でつとに忘れられてしまった「連帯スト」で、ヴィクトリアとバンクーバーを1時間半でつなぐフェリーが止まる騒ぎでした。

たまには、^{じんかん}人間の物情を知るために、月に一度ほどは、バンクーバーのUBCに出かけ、研究会に参加したり、講演をしたりもしました。そもそも、ヴィクトリア大学に来る契機を作ってくれた、「第2次世界大戦下における日本の人道への罪」という国際シンポジウムに招かれ、カナダ西部海岸に初めて訪れたのが、去年の3月でした。3月20日、シンポジウムの二日目にアメリカがイラクに侵攻しました。それまでも、戦争に反対する市民の持続的な集会やシット・インが続いていました

が、バンクーバーのダウンタウンには5万人ともいわれる人たちが集まり、ブッシュのイラク侵略を非難して氣勢をあげたものです。久しぶりに、血がぞよめき、髪の毛根がチクチクと逆立ちました。そこで、2006年、バンクーバーでの世界平和フォーラム開催へとつながる、カナダの反戦運動家たちとの交流が始まったのです。

学校での読書の生活以外にも、バンクーバーでの反戦集会や日本人、韓国人、在日朝鮮人などのエスニック・グループの集会に招かれ、講演をさせてもらったことなどを通じて、多くを学びました。また、シカゴ大学やノースウエスタン大学、UCLA、そして韓国の大学や学会に招いていただいたのも、長年の宿願であったキューバ・メキシコへの旅に出かけられたのも、まとまった時間を活用できる在外研究期間があったからなのです。

振り返ってみると、「欣求浄土、厭離穢土」を念じて、「厭離浄土、欣求穢土」こそ、人情なれと観じた1年でした。

(そ・すん 比較人権法)

反戦集会に参加する筆者と家族



March, 2004

2004年夏 サンクト・ペテルブルグ

上田 寛 UEDA Kan

動き始めた列車のコンパートメントの窓から、これが最後のレニングラードだろうと、街の灯を眺めた夜から13年経って、この夏、文部科学省科研費による共同研究の一環としてペテルブルグに調査に赴くこととなった。もともと、「グローバル化の時代における人間の安全保障と国際組織犯罪」という研究テーマからすれば、ロシアをはずすわけには行かないことは自明だったのだが、いかにも気が進まず今回まで引き伸ばしてきたものだ。

一行は4人(上田、松宮、倉田、新美[憲法・名古屋経済大学])。今回の出張の目的は、まず、テーマに関連する彼の地での研究状況の調査であり、次いで研究上の国際ネットワークを組む上でのパートナー関係の確立であった。さらに一般的には、プーチン政権下に急激に変貌しつつあるといわれるロシア社会の諸側面を実見することをも目的としていた。出発当日、関空で入手した朝日新聞朝刊の1面

に、政府が刑法に「人身売買罪」を導入する方向の改正を決意した旨の記事が載っており、われわれがすでに12月の国際シンポジウムの主題としてこの問題を設定していることと思ひ合わせ、われわれの研究テーマがまさにアクチュアルなものであることを再確認しながらの出張であった。

検察庁法律学研究所

今回われわれを受け入れる労をとってくれたのはギリンスキー Гилинский 教授で、彼はロシア科学アカデミーの社会学研究所で逸脱行動研究センターを立ち上げ、その責任者を勤めている著名な犯罪学者である。96年に来日された際に会って以来の知人。

8月18日の朝、ホテルのロビーで再会の挨拶の後、彼が調達してきた車(横腹に大きく検察庁と表示したもの)でリテイヌイ大通り Литейный проспект の検察庁の法律学研究所へ。副所長のカレースニコフ

Колесников 教授に迎えられ、ミリュコフ Милуков 教授、ポポフ Попов 教授を交えて懇談。研究所の活動からサンクト・ペテルブルグの現在の犯罪状況に至るまでのさまざまな話題。当然、わが国の、われわれの研究状況の話にも及ぶこととなったが、正直、比較にならない。彼らの生産力には驚かされた。この5年間に研究所の刑法・犯罪学セクションが出版したモノ



検察庁法律学研究所にて

左奥からギリンスキー教授、カレースニコフ教授、
右奥から松宮教授、筆者、倉田助教授



ネヴァ河 河畔にて

グラフィーや論文集だけでも20冊ほどになり、紀要や教育プログラム等のブックレットになると何十冊にもなるだろう。しかも研究所は教育活動も行っており、300人以上の院生を抱えているとのこと。帝政時代を含め歴代の検事総長の肖像を並べた壁についても説明を受け、ポポフ教授の部屋では彼のコンピュータ化された論文データベースを見

せられた(欲しそうな顔をしたのだろうか、後でCDに焼いてくれた)。

研究所を辞去して、同じ車でネヴァ河に沿って走り、青銅の騎士像の前まで。観光客の一人として写真に納まり、またネヴァ河の岸

にたたずんだ。幸いに空は晴れ、金色に輝くペトロパブロフスク要塞の尖塔の背景には白い雲、絶好の天候、まさに息を呑むようなパノラマだった。

第7男子矯正労働コロニー（刑務所）

翌朝、ギリンスキー教授に伴われて地下鉄でラードジスカヤ Ладжская 駅まで行き、地上に出て道を尋ねながら第7男子コロニー Мужская колония №7へ。近道をと鉄道線路をまたぎ横切り、水溜りに気をつけながら足元の悪い道をたどって、薄汚れた施設の正面にたどり着き、小銃を肩からかけた警備兵の動きを眺めながらかなり待たされた上で、中へ。

所長は大佐の肩章をつけた50歳ぐらいの男性で、最初は緊張している様子で言葉が少なかったが、施設の概況を説明してくれる。一般の厳格レジームの施設、1500人程度を収容しているが、就労しているのは約半数。あとは病気、教育、営繕作業などに従事。民族構成はさまざまだが、宗教戒律にかかわった問題は生じていない、など。面白かったのは、収容の原則・目的などを尋ねたとき、あっさりと「それは隔離だ」と言い、再教育や社会復帰は目的



第7男子矯正労働コロニー

としないのかと確認すると、この年になった受刑者を教育するのは困難だと言いつつとだ。

背の高い精悍そうな少佐が呼ばれ、彼の案内で施設見学へ。

しかしこれは—— 奇妙に緊張を欠いた施設だ。居住区画は4階建て、それが4つの区画

に分けられている。あちらこちらに猫が寝そべり、囚人が三々五々タバコを吸いながら談笑している。今日は労働日のはずだが、少佐の姿を見ても、格別に緊張して見せるわけでもない。彼らはいわゆる「営繕」要員なのだろうか。各区画、部屋の入り口で補助役の囚人が大声で状況報告をするのは日本と同じ。食堂、独房、収容区画（75名用の部屋には簡単な二段ベッドが並び、それぞれのこれまた簡単な荷物箱。ベッドの枕元には手書きで、氏名、該当刑法条項、刑期が書かれたカードが貼られていた。刑期はさまざま——3年もあれば28年もある）。懲罰房はまさに穴倉としか。

作業区画に移動。この区画では禁煙、と建物の外壁に大きく書いてあるが、少佐は時折タ

バコをふかしながら案内してくれる。家具製作所、金属加工作業場、陶器製造作業場など。少佐は徹底的に見せてくれるつもりらしい。すでにかなり時間を食っており、たまりかねてギリンスキー教授と相談して少佐に、見学はこのあたりで、と。

少佐は最後の陶器工場から何かを持ち出して、彼の執務室へ移動。お茶をご馳走になりながら、補足的にいくつかの質問。たとえば、看守は武器を持たないのか。これについては、施設の中では持っていても意味がない、まったく持たないと明確な返事。これまで大きな事故はないとのこと。最後に、やはり、陶器工場での作品の小粋なティー・カップをそれぞれにくれた。

ペテルブルグ大学法学部

サンクト・ペテルブルグ大学法学部では、ルキヤノフ Л у к ъ я н о в 副学部長に迎えられ、学部長室で懇談。建物の外観も内部も、ひととききれいで、手入れも行き届いているとの印象。まず副学部長から大学法学部の概要説明。学部の歴史、とりわけ90年代初めからの激動期のそれ。建物一つ、学生300人、教員120名あまりで出発。98年まで、教員の給与と学生の奨学金についての細々とした給付以外、法学部を支える何の財政措置もなかった。冬場にはまともな暖房もなく、学生はコートを着て、手袋のままでノートをとったほどだったし、教員の方も同じだった。だが、それから、プーチン大統領の登場と

もに画期的な発展が始まった——今日では、法学部は5つの建物、5000人の学生を擁し、しかし130人あまりの教員でやっている。研究も教育も。

とりわけ市場経済へのロシア社会の移行とともに、法律家への需要は高まり、法学部の人気は上々、多くの通信課程在籍者、科目履修生を抱えている。近年は当法学部以外にも法律



ペテルブルグ大学法学部

家の養成が流行であり、ペテルブルグだけで30もの教育施設があり、中にはいんちきなものも多い。だいたいがそれだけの十分な素養を持った教員を集めることは不可能で、多くの弁護士、中には元の警察官などまでが教壇に立っている、と。

途中で私の89年の本*が図書室から届けられ、まさしく言葉を尽くして褒められた——およそ刑法と犯罪学に関するロシアの専門家の中で、この本を読まなかった者はいないだろう、その著者が訪問された、と。恐縮して言葉も無かった。おそらくは、日本に関する情報が当時は少なかったために、ちょっと珍しかったというだけのことだろう。が、本は書いておくものだ。

施設見学に出発。廊下のそこかしこにロシアの著名な法律家の胸像や肖像画、写真が飾られ、この学部伝統と歴史を物語っている。教授会(ученый совет、つまりは評議会)の開かれる部屋。一方の壁には歴代学部長の肖像画。大刑法学者フォイニツキーФойницкийも民法のベネディクトフВенедиктовもいた。28の椅子の上手の一つがプーチン大統領の席——何と彼は現職の評議員だという。この部屋の上にはバルコニー形式の傍聴席が取り囲み、博士論文の審査会などの際には傍聴席も一杯になるそうだ。図書室は完全にコンピュータ化されており、図書貸出状況確認も検索あるいはデータベース利用も、自由にできるとのこと。大きな閲覧室の周囲と室外に無数の端末が並んでいた。

ここにはロシアの大学としては珍しい教員の個人研究室がある。5階の、まさに屋根裏のような位置に、斜めの天井に窓を切ったつくりで、それぞれ10m²程度のものだろう。明らかに狭い。だが、あることが重要なのだ。

教員談話室のような部屋にはわれわれのそれと同じようなコーヒーマーカーとテレビ、新聞。壁には某知事が贈ってきたというシベリア狼の毛皮が恨めしげに。

見せてもらった教室(120席)はごく普通のものだが、小ホールは衛星通信による国際会議やサテライト講義ができるとのこと。大ホール(360席)は移動式の座席で、さまざまな用途への変更が容易になっている。6ヶ国語の同時通訳システムをそなえており、近いところではシュレーダー首相への名誉学位授与式に使われたとのこと。

どれをとっても、予想をはるかに超えて見事だ。相当の費用のかかったことを想像させ、権威と美しさを印象付ける。ルキヤノフ副学部長の言葉の端々にうかがわれるのは、プーチン政権との共栄関係。

大きく華美な訪問者帳に署名。プーチン大統領やシュレーダー首相も記載したものと聞くと畏れ多いことだが、検事総長の次のページに。

帰国して

主要な目的が研究施設および研究者とのコンタクトにあったとはいえ、ペテルブルグに来てその歴史遺産に目をふさぐことはむしろ不自然だ。われわれもプーチン氏の讀えたネフスキー大通りを歩き、エルミタージュの蒐集品に一日を割き、ペトロパブロフスク要

* 89年の本



『Преступность
и криминология
в современной
Японии』
Кан Уэда Москва:
Прогресс, 1989

* 撮影・紹介/NL編集委員会



青銅の騎士（ピョートル大帝）像

塞、イサク寺院を訪れ、青銅の騎士に挨拶した。しかし、それらについては別の文章が必要だろう。

われわれの帰国した翌日にモスクワを発った2機の国内便航空機が爆破され、その直後にはモスクワの地下鉄駅での自爆テロ、ベスランでの小学校占拠事件と続いた。まさに「人間の安全保障」というわれわれのテーマの今日性を象徴するような事態の経過する中での出張だった。

最後に、ここで述べておいた方がよいだろうと思う二三のことについて。

一つは、今までともすればわれわれの目が十分には向かなかったベテルブルグでの研究活動の充実ぶりである。ギリンスキー教授という権威と実質的な研究力のあるパートナーを見つけ、彼を仲介としてこの地の多くの犯罪学者・刑法学者にコンタクトが取れたことは、われわれにとって今後に生きる財産となるだろう。

だがそれよりも、第二に、われわれに強く印

象付けられたのはポスト・ソビエト時代の貧しさだ。物質的にはどうであれ、何よりも精神的意味においての。インテリゲンツィアは、おそらく口を揃えて、旧体制の束縛と空虚さを批判するのだろうが(現に、今回それを何回聞いたことだろうか)、新しいものはまだ形を示さず、それがどのようなものかを押し量ることは困難だ。粗野な資本主義、と誰もが言う。しかし、その初期段階でも、終わり近くでもなく、むしろ資本主義ですらないのではないだろうか—— 思いつきで言ってしまうと、上層にはコラプションの複合体、多くの市民は自失と猜疑の渦から抜け出す手がかりを未だにつかみかねているというのが、あるいは、正確な表現かも知れない。

したがって、第三に、帰途に立ち寄ったヘルシンキの印象が異様な輝きさえ見せることになる。それにしても、と思うのである—— 今日のロシアがフィンランドの水準に到達することはあるのだろうか、と。インフラの整備において、また市民の表情において、と。

(うえだ・かん 犯罪学/刑法)

「グローバル化と人間の安全保障の現段階」
(2004 年 12 月 10 日～11 日 於；立命館大学衣笠キャンパス)

■ 初 日 ■

「グローバル化と人間の安全保障の現段階」
(創思館カンファレンス)

開会の辞；上田 寛(法科大学院教授)

午後 (13:00 ～)

- ① 「グローバル化と貧困」
Globalization and Poverty -Background of Human-trafficking-
西川潤 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授・政治経済学部教授)
- ② 「国際人権の現段階—現状と課題」
クラウディオ・グロスマン (American University Washington college of Law)
- ③ 「国際的な人の移動とトラフィッキング」
Human-trafficking in the international Migration Context
谷村頼男 (世界移住機構 (IOM) 移住問題総合政策局長)

■ 二 日 目 ■

「グローバル化と国境を越える人口移動」
(アカデメイア中野記念ホール)

午前 「日本から見たヒューマントラフィッキング」 (10:00 ～)

- ④ 「興行資格で入国した外国人女性の実態」
Actual Activity of Foreign Girls who Entered to Japan as An Entertainer
坂中英徳・法務省東京入国管理局局長；
- ⑤ 「TIP 防止法への立法の展望 (とくに被害者の保護支援と被害防止)」
A view of making Anti-TIP legislation, especially Protection of Victims
and Prevention
吉田容子・弁護士／人身売買禁止ネットワーク共同代表

午後 「国境を越える人口移動と人身売買」 (13 時～)

- ⑥ 「ロシアにおける Human-trafficking
—女性に対する性的搾取の問題を中心に— (仮)」
ヤコフ・ギリンスキー (Yakov Gilinskiy / Sociology Institute,
Russian Academy of Science)
- ⑦ 「韓国における人身売買—外国人女性に対する人身売買を中心に—」
韓健洙ハン・ゴンス (江原大学)
- ⑧ その他 追加有り

閉会の辞；上田 寛(法科大学院教授)

Report

博士号取得報告

学位論文「ドイツ近代刑事法成立史の再検討
—18・19世紀の刑事法改革を支える知的環境の問題を中心に—」
の紹介をはじめとして

高橋 直人 *TAKAHASHI Naoto*

はじめに

9月16日、旅先から帰国して朝の関西空港に降り立った私は、睡眠不足と時差ボケのさめやらぬまま、午後からは所用のため本学に駆け込んでおりました。忘れもしないこの日、時を同じくして、母校の同志社大学にて私の博士（法学）の学位が最終的に承認されました。以下、今回の学位取得についてご報告申し上げます。

刑事法学の「学問としてのあり方」の歴史

学位論文の「ドイツ近代刑事法成立史の再検討」というタイトルの中で、「検討」ではなく敢えて「再検討」という表現を用いました。ここがポイントです。ドイツ近代刑事法成立史そのものについては、たしかに未開拓な部分も少なくないとはいえ、内外の研究者に

よって業績が着実に積み重ねられてきています。これらの先行研究をふまえたうえで、学位論文のサブタイトルにある「18・19世紀の刑事法改革を支える知的環境の問題」という観点からドイツ近代刑事法成立史をいっそう精密に理解していこうという意図が、上記の「再検討」という表現の中に込められています。以下、詳しくふれておきましょう。

啓蒙の時代と呼ばれる18世紀、プロイセン、オーストリア、バイエルン等の有力諸邦を中心に、ドイツ各地（当時は神聖ローマ帝国）において大規模な刑事法改革が行われます。その成果は、同世紀の末から19世紀の初めにかけて結実し、今日へと続く近代的な刑事法の基礎を確立するに至ります。このような改革が実現可能となったことの背景として、新たな制度の前提となる新たな理論的枠組みの



筆者の論文に度々登場するミュンヘン——同市のニンフェンブルク城



18 世紀ドイツの啓蒙主義の拠点・ハレの旧市街

登場を、つまり同時代における刑事法学の刷新という事実を見逃すことはできません。私が特に注目したのは、当時の刑事法学にみられる「学問としてのあり方」の変化と、この一大変革を行った刑事法学の担い手たちの意識——例えば学問観や、彼らが理想としていた法律家像、さらには同時代の実践的な課題に向き合う姿勢、等々——という問題です。以上に関しては、学位論文の中で次の3点を明らかにすることができました。①刑事法の改革を切望する「世論」を、当時の刑法家たちが強く意識していること。②改革という実践的な課題に理論的な基礎を提供するために、旧来の刑事法学を高度に専門化された固有の学問分野として再構築することを、刑法家たちが目標としていること。③この目標は、刑事法学のあり方の根本的な転換——すなわち「体系性」をひとつの鍵とし、「Wissenschaft(学問)」としての刑事法学を確立する試み——によって達成された、ということ。

ここで強調しておきたいのは、上記の3つの点を解明する際に、史料に即した実証的・具体的な手法を可能な限り心がけるようにした

ということです。なお、ここでいう史料の具体例としては、当時の刑法家たちの作品が主にあげられます(18世紀後半では、クヴィストルプやコッホ、グメーリン、クラインら。19世紀に活躍する少し新しい世代として、フォイエルバッハ、テイトマン、グロールマン、ヘンケ等々)。仮にも「史」の付く分野の研究者というのは、関西風味に言えば「史料読んでナンボ」のもんだ、と私は考えています。法制史家にとっても、常に史料の中に根拠を求め、丁寧にテキストを読み込んでゆく禁欲的な姿勢が不可欠でしょう。勿論、素朴実証主義は危険です。しかし(いかに高邁なものや魅惑的なものであろうと)推測的な主張だけが史料の根拠を伴わずにむやみに先行してしまうことは、私個人の姿勢から言えば、「史」の分野の研究者として学問的に誠実な態度であるかどうか、疑問を覚えます。史料を読み込むという作業は、果てしなく根気と時間のいる、地味で地道な営みです。それでも、コツコツとした仕事の積み重ねの中から新たな「発見」をしたときの満足感は、私が研究を続けるうえでの原動力です。あまり学問的でない表現かも

しませんが、史料を通じた過去との対話の中にロマンを感じます。

「根っこ」の気持ち？

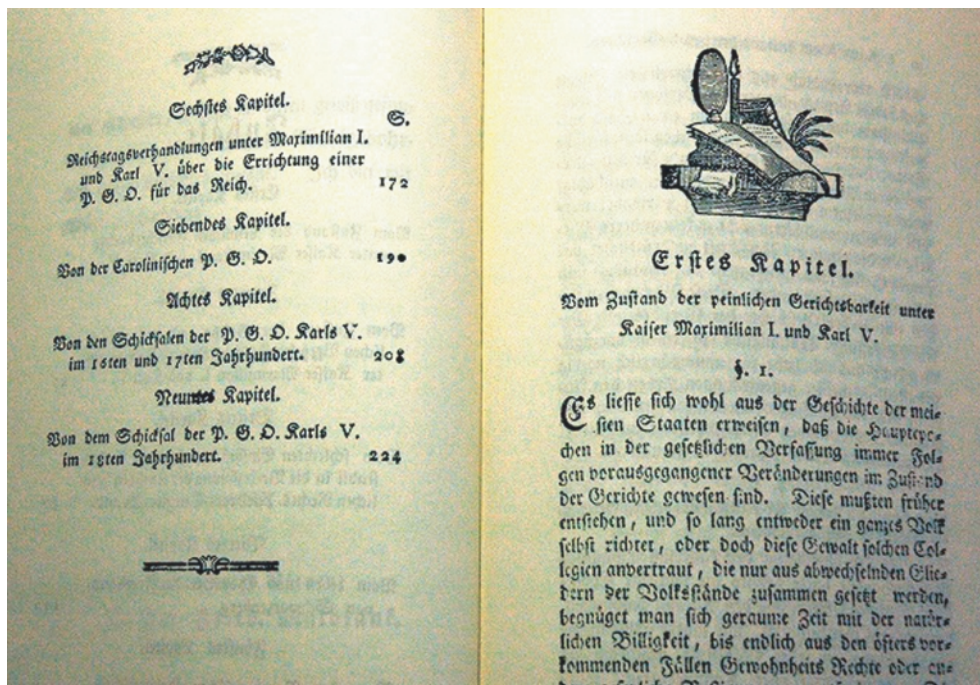
地味だ、地道だと申しましたが、それでも法史学の研究が法学全体に寄与できる部分は大きいと確信しています。法史学へのこうした思いは、私をはげまし、何度も挫折しそうなった学位論文執筆を成功させてくれました。この点について、私の尊敬するヴォルフガング・ゼラート教授（Studien- und Quellenbuch zur Geschichte der deutschen Strafrechtspflegeの編著者、ドイツ法制史・刑事法史の権威）のお言葉が、いつも頭に浮かびます。それは、法の歴史的研究を軽視することは、現代の法（学）がいわば「根」にあたる部分を喪失してしまう危険につながる、というものです。以前、来日したゼラート先生からこのお言葉を聞き、大いに励まされました。今年も先生にお会いする機会に恵ま

れ、再び同じことをうかがい、決意を新たにしました。華麗な花や美味な果実とは違って、「根」そのものは、一見してすぐさま何かの役に立つものではないように見えます。だからといって、根は枯れてしまっても構わないなどということになれば、やがては花も落ち、実も結ばれません。

おわりに

何よりも同僚の教職員の皆様、とりわけ法学部の先生方からの励ましやご支援がなければ、学位取得は不可能であったと思います。また、恩師の岩野先生をはじめ母校の先生方や、法制史学会および日本刑法学会の関係分野の先生方からも、多くのご教示を賜りました。以上、この場を借りてお礼申し上げます。学位取得の過程で得た新たな知見を、立命館大学・法学部の今後のために、そして法史学の発展のために生かせるよう努力することで、微力ながらもお返しができれば幸いです。

（たかはし・なおと 西洋法史）



1780 年代に出版された刑事法文献（復刻版）

Essay

末川先生を語る

末川先生とユリス・ナルダン

本山 敦 *MOTOYAMA Atsushi*

本誌の読者には、末川博先生（1892-1977）の紹介は不要だろう。それでは、読者は、ユリス・ナルダン（Ulysse Nardin, 1823-1876）をご存知だろうか。ユリス・ナルダンは、スイス人である。しかし、法律学者ではない。彼は、時計職人であり、1846年に自らの名を冠した時計メーカーを設立した。

筆者は、この夏、末川記念館をはじめて見学した。末川先生の遺品が展示ケースに陳列されている。その中に、ユリス・ナルダン社製の懐中時計がある。その文字盤には、

ULYSSE NARDIN
LELOCLE & GENEVE

と記されている。風防ガラスには、ひびが入っている。布紐の先端には、小さな真珠が付いている。ケースはステンレス製で、文字盤は陶製（porcelain）のようである。最近の時計の風防ガラスでは当たり前になっている、反射防止コーティングがされていないため、写真を撮るのがなかなか難しかった。

ル・ロックルはスイスの地名であり、時計産地として知られる。同地に本拠を置く著名な時計メーカーには、ほかにゼニス（Zenith）社がある。



末川先生ご愛用
ユリス・ナルダン社製懐中時計



時計を手にする筆者

ユリス・ナルダン社は、マリーヌ・クロノメーター（marine chronometer）、すなわち航海用精密時計のメーカーとして時計史にその名を刻んでいる。航海用の時計は、海上で用いられるのだから、熱、塩分、振動といった悪条件の下で、船舶の位置や速力を測定する任を負う。丈夫かつ正確でなければならないのだ。

同社のカタログに掲載されている年譜によると、「1904年 マリーヌ クロノメーターが、日本とロシアの海軍に供給されました。日露戦争を機に、日本政府が主要顧客となります。」とある。そういえば、今年は日露開戦から100年に当たる。歴史の一時期、同社製の航海用精密時計は、民用・軍用を問わず、世界中の外洋船に装備されていたのだった。

さて、末川先生は、いつ、どのような経緯でこの懐中時計を入手されたのだろうか。外国留学中に買い求められたのか、何かの記念に贈られたものなのか、詳らかでない。時計の裏蓋を開けてみれば、製造年や修理年が分かるかもしれない。ステンレスが時計に使用されるようになったのは比較的最近である。だか



ユリス・ナルダン社のカタログ



同社のエンブレム



ら、戦後になってから、入手されたのか
もしれない。いずれにしても、視認性に
優れた文字盤は、教卓の上で授業の時
を告げるのに、いかにもふさわしい。

人物と言う。ある人の所有物が、その「人」
となり「物」語ることがある。筆者は、残念
ながら末川先生の訾咳に接したことがない
が、この懐中時計を通して、そのお人柄にいろ
いと思いを馳せたのだった。

(もとやま・あつし 民法)

■末川記念会館■



開館時間9：00～21：00
＊陳列室は18：00で閉室
第一日曜日は休み



末川先生宅応接室の復元

Media
Coverage

学術交流・研究活動

(2004 年 9 月～ 11 月)

■法学部定例研究会：

法政研究会／公法研究会／民事法研究会／政治学研究会／刑事法研究会

04年 9 月 9 日 「国際組織犯罪と人間の安全保障」研究会：

University of Helsinki Prof. Raimo Lahti 「刑法の国際化とヨーロッパ化」

通訳 葛原力三氏（関西大学教授）

04年 9 月 17 日 法政研究会：工藤敏隆氏「特許無効手続の新潮流—日本・米国・欧州—」

04年 11 月 5 日 公法研究会：吉水夕貴氏「ロールズ正義論の変遷と free-standing view の概念」

04年 11 月 12 日 政治学研究会：井口圭一郎氏「整備新幹線の決定過程と効果」,
年岡慶悟氏「自治体の文化行政」

04年 11 月 13 日 法政研究会：ロンドン大学ユニバーシティカレッジ学長

M. グラント氏「イギリス都市計画法の今日の課題」

04年 11 月 19 日 政治学研究会：廣瀬侑子氏「日本の安全保障貿易管理体制の一考察」,

角田聡史氏「政策評価とアカウンタビリティ」

■学術研究プロジェクト：

基盤研究 S 「グローバリゼーション時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」

基盤研究 A (2) 「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」

基盤研究 B (2) 「グローバリゼーション時代の『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」

基盤研究 B (2) 「公共政策システムの再編と新しい公共空間の形成—人文・社会科学の革新」

基盤研究 C (1) 「国際訴訟と法曹養成」

基盤研究 C (2) 「『行政的な訴え』の類型と『日本型』処理手続——近世日本を対象として——」

基盤研究 C (2) 「都市計画法における公共性と財産権」

基盤研究 C (2) 「日韓渉外相続課税の理論的・実際の問題点と改革課題の法的研究」

基盤研究 C (2) 「憲法上の公私間関係と公共性—ドイツと日本の比較研究」

基盤研究 C (2) 「刑事手続における少年の手続参加の保障に関する日米英比較法研究」

基盤研究 C (2) 「甲類家事審判事件の審理構造に関する研究」

基盤研究 C (2) 「『形成期』アメリカ政治学の『アメリカ化』の内実の学史的 research」

若手研究 B 「裁判における言語の諸相」

若手研究 B 「環境法を中心とした行政による規制権限不行使と国家賠償責任に関する日仏比較研究」

若手研究 B 「英米法におけるプロシード (proceeds・価値変形物) 概念の検討」

若手研究 B 「複雑訴訟における正義—日米の大規模不法行為訴訟・医療過誤訴訟を素材に、その実体的正義・手続的正義の質と社会的フォーラムとしての機能を問い直す—」

若手研究 B 「欧州諸機関・国連による人権条約義務の領域的・時間的拡大と国際法理論への影響」

若手研究 B 「同姓結婚法制化を巡る議論を規定し、かつそこに投影される『政治的なもの』分析」

若手研究 B 「会社規模ごとの経営者責任追及制度の役割と態様」

若手研究 B 「各種事業組織体のガバナンス」

人文科学研究所：近代日本思想史研究会

国際地域研究所：東アジアの和解と平和研究

国際言語文化研究所：アイデンティティ研究会／日系文化研究会

新刊図書コーナー



新たなビジネス
モデルを提示す
る実践的改革の
書！

『金融アンバンドリング戦略』

大垣尚司 著 日本経済新聞社

2004年10月発行 定価 ¥2310- (税込)



ブロードバンド
時代に必須！
インターネット
を利用した法
調査習得ガイド♪

『インターネット法情報ガイド』

指宿 信一・米丸恒治 編集 日本評論社

2004年10月発行 定価 ¥3360- (税込)



『グローバル化をどうとらえるか』

ーガヴァナンスの新地平』

koening Archibugi原著

中谷義和 翻訳 法律文化社

2004年4月発行 定価 ¥2625- (税込)



『市民社会と市場のはざま』

ー公共理念の再生に向けて』

中谷 猛＝中谷真憲 著 晃洋書房

2004年4月発行 定価 ¥2205- (税込)



『ケースメソッド公法』

市川正人＝池田直樹＝

曾和俊文 著

日本評論社

2004年4月発行

定価 ¥3570- (税込)



『現代刑法入門』第2版

上田 寛＝松宮孝明＝

浅田和茂＝内田博文 著

有斐閣

2004年4月発行

定価 ¥1995- (税込)



『税法と会社法の連携』

増補改定版

三木義一＝山下眞弘 著

税務経理協会

2004年4月発行

定価 ¥2835- (税込)



RITS
Ritsumeikan
University



立命館ロー・ニュースレター

第39号 (2004年12月)

編集：立命館大学法学部ニュースレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5 6-1

TEL. 075-465-1111(代)／FAX 075-465-8294

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm>